

## 国保税軽減基準所得の例

判定 人数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	判定 人数
	所得の合計が下記の額以下	所得の合計が下記の額以下	所得の合計が下記の額以下	
○世帯の被保険者等のうち、給与所得者等が1人以下の場合				
1人	430,000円	720,000円	965,000円	1人
2人		1,010,000円	1,500,000円	2人
3人		1,300,000円	2,035,000円	3人
4人		1,590,000円	2,570,000円	4人
5人		1,880,000円	3,105,000円	5人
6人		2,170,000円	3,640,000円	6人
7人		2,460,000円	4,175,000円	7人
8人		2,750,000円	4,710,000円	8人
9人		3,040,000円	5,245,000円	9人
10人		3,330,000円	5,780,000円	10人
○世帯の被保険者等のうち、給与所得者等が2人の場合				
判定 人数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	判定 人数
	所得の合計が下記の額以下	所得の合計が下記の額以下	所得の合計が下記の額以下	
2人	530,000円	1,110,000円	1,600,000円	2人
3人		1,400,000円	2,135,000円	3人
4人		1,690,000円	2,670,000円	4人
5人		1,980,000円	3,205,000円	5人
6人		2,270,000円	3,740,000円	6人
7人		2,560,000円	4,275,000円	7人
8人		2,850,000円	4,810,000円	8人
9人		3,140,000円	5,345,000円	9人
10人		3,430,000円	5,880,000円	10人

※1 上表の判定人数は、世帯主(擬主除く)、国保被保険者数及び旧国保被保険者数の合計

※2 軽減判定の基準額は、世帯主(擬主含む)、国保被保険者及び旧国保被保険者の前年の所得金額の合計

※3 雑損失の繰越控除は、軽減判定用の所得額には適用するが、所得割額の算定には適用しない。

※4 給与所得者等の数が1人増えるごとに、各区分の軽減判定基準所得が10万円増えることになる。